

品川区立障害者住宅の管理および運営に関する要綱

制定	平成14年	8月30日	区長決定	要綱第90号
改正	平成21年	3月25日	部長決定	要綱第295号
改正	平成21年	12月4日	区長決定	要綱第423号
改正	平成24年	5月31日	区長決定	要綱第148号
改正	平成27年	3月31日	区長決定	要綱第189号
改正	平成31年	2月1日	部長決定	要綱第166号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、品川区立障害者住宅条例(平成14年品川区条例第24号。以下「条例」という。)および品川区立障害者住宅条例施行規則(平成14年品川区規則第47号。以下「規則」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(入居者の要件)

第2条 条例第3条第1項に規定するひとり暮らしとは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 住民票上等の世帯構成にかかわらず、現に単身で居住していること。
- (2) 近隣(徒歩で約5分の範囲)に親族がいないこと。

第3条 条例第3条第1項第4号に規定する住所を有していることとは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票に記載されている住所に現に居住していることをいう。

(入居の申請)

第4条 品川区立障害者住宅(以下「住宅」という。)の入居申請の受付については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 入居申請書は、受付期間内に本人が直接持参することとし、面接のうえこれを受理するものとする。
- (2) 申請者の年齢および区内居住期間の計算の基準日は、当該住宅の入居可能日現在とする。

(調 査)

第5条 調査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 書類審査 入居申請書の記載事項、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護受給の有無および特別区民税の課税状況等について、品川区備付の公簿で確認する。
- (2) 実態調査 前号の書類審査により、条例第3条に定める入居者の要件を備えている者について居宅を訪問し、申込みの理由等について事情を

聴取するほか、住居の状態等およびその他の事項について、調査票（第1号様式）に基づき調査する。

（審査会）

第6条 規則第5条2項および第3項に規定する品川区障害者住宅運営審査会（以下「審査会」という。）は、区長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- （1）住宅の入居者および補欠者の選考に関する事。
- （2）入居承認の取消しに関する事。
- （3）住宅の管理および運営上の必要な事項に関する事。

2 審査会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- （1）福祉部長
- （2）福祉計画課長
- （3）高齢者福祉課長
- （4）高齢者地域支援課長
- （5）障害者福祉課長
- （6）生活福祉課長
- （7）品川区民生委員協議会会長
- （8）障害者七団体協議会会長

3 審査会は、福祉部長が招集し主宰する。

4 審査会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

（誓約書の提出）

第7条 住宅の入居の承認を受けた者は、速やかに誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

（使用料の減額の決定）

第8条 住宅の使用料の減額は、毎年7月1日の所得状況を品川区備付の公簿で調査し、7月1日から翌年6月30日までの月額を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者について生活保護法の住宅扶助の基準が改定された場合は、改定以降の住宅扶助額を使用料とする。

3 月の途中で生活保護が開始または廃止となった場合は、規則第8条の例により日割りによって計算する。

（費用負担）

第9条 条例第8条第3号に規定する費用は、次に掲げるものとする。

- （1）入居および明け渡しに要する費用
- （2）入居中の畳交換等の修繕費用
- （3）入居者が備え付けた物に要する修繕等の費用
- （4）前各号に掲げるもののほか軽易な修繕に要する費用
- （5）共益費

付 則

この要綱は、平成14年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から適用する。

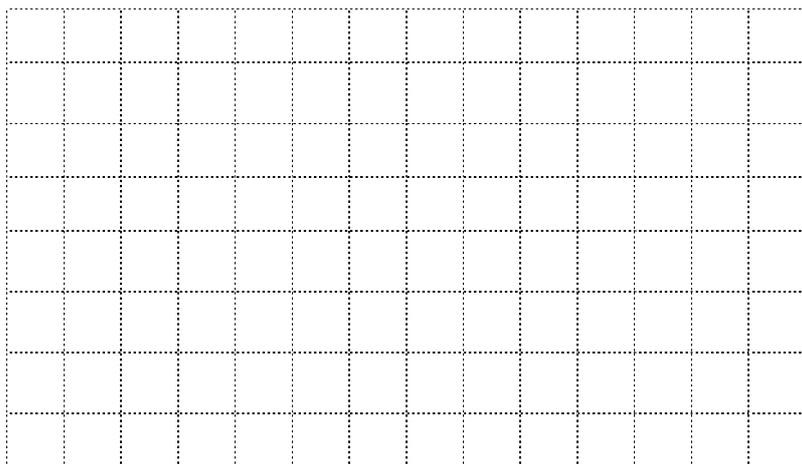
付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

2. 間取り図 (1畳 → 2ます使用) (方角記入)



<居室>
 畳
 畳
 畳
 畳
 畳
 計 部屋

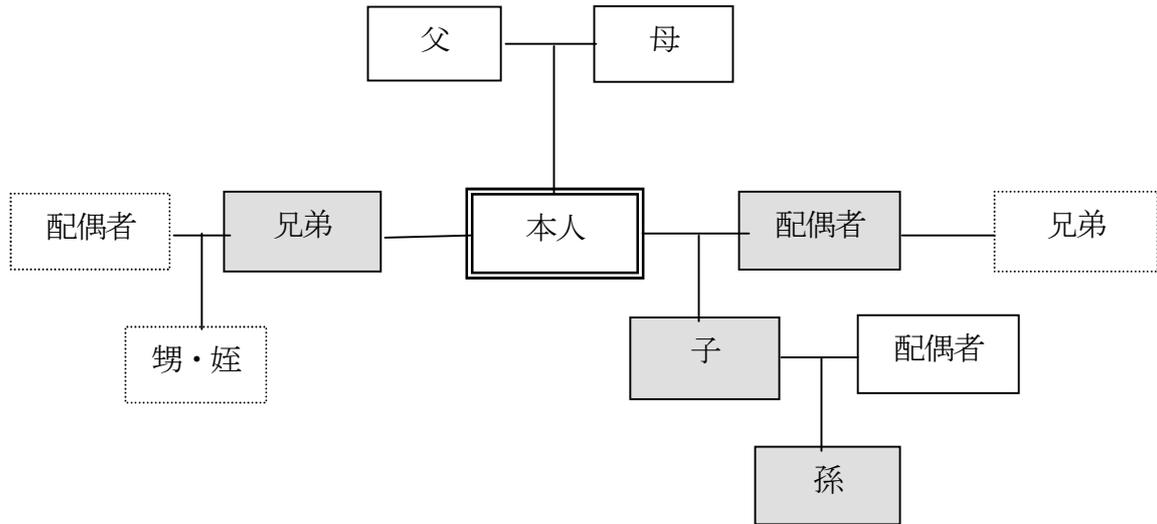
<台所>
 畳

3. 老朽・防災・衛生状態

建物の状態	土台	ア 地盤沈下(隆起)有	イ やや軟弱で不安定
	外壁	ア 非常に古く、半分以上欠落	イ 古く補修が必要・ひび有
	屋根	ア 非常に古く、瓦等が欠落	イ 古く補修が必要
室内の状態	壁	ア 非常に古く、半分以上欠落	イ 古く補修が必要・ひび有
	柱	ア 非常に古く、傾いている	イ 古く補修が必要
	畳	ア 非常に古く、歪・陥没	イ 古く表替えが必要(10年)
	建具	ア 閉まらない(開かない)	イ ガタガタする(キツイ)
防災上	周辺の状況	ア 建物が密集(道路に接していない)	イ やや集中
	建物(木造)	ア 3方以上囲まれている	イ 2方囲まれている
	避難路	ア ない	イ あるが狭い又は1方向のみ
設備	台所	ア ない・共用非衛生	イ 共用普通又は専用老朽激しい
	便所	ア ない・共用非衛生	イ 共用普通又は専用老朽激しい
	浴室	ア ない イ ある	専用の洗濯機置場 ア ない イ ある
保健衛生上	居室への日照	ア 窓がない ウ 2時間未満	イ 昼間電灯必要・直射なし・窓が北側のみ
	雨漏り	ア ある(普通の降雨時)	イ ある(大雨時) ウ ない
	公害	ア 安眠できない(騒音等)	イ 悪臭あり ウ 振動その他あり

Ⅲ. 本人の状況

1. 親族の状況



※ について、主に確認

配偶者	死亡 ・ 離婚 ・ 未婚 ・ 失踪 ・ 別居 ・ その他 ()		
子供	あり(人) ・ なし	孫	あり(人) ・ なし
兄弟	あり(人) ・ なし (本人を含めない人数を記入)		

※ 居所等

続柄	氏名	住所(区市町村)	家族数	連絡・音信
	(歳)	電話	人	よくある 疎遠 たまにある
	(歳)	電話	人	よくある 疎遠 たまにある
	(歳)	電話	人	よくある 疎遠 たまにある
	(歳)	電話	人	よくある 疎遠 たまにある
	(歳)	電話	人	よくある 疎遠 たまにある
	(歳)	電話	人	よくある 疎遠 たまにある

※続柄は、(長男、長男の長女) 等のように具体的に記入

<その他・特記事項>

2. 収入と家賃

(1) 収入 月額約 _____ 円

内訳 ア. 年金(国・厚・他) _____ 円 イ. 仕送り _____ 円
 ウ. 勤労収入 _____ 円 エ. 預貯金から _____ 円
 オ. 生活保護 _____ 円 カ. その他(_____)

(2) 家賃 月額約 _____ 円 (別に管理費等月額 _____ 円)

3. 健康状態

ア 健康 イ 療養中・通院中

病名		病名	
病院名	所在地 (電話)	病院名	所在地 (電話)
頻度	週・月に 回	頻度	週・月に 回

4. 日常生活の状態

ア. すべて自分でできる。 イ. その他(_____)

5. 他の事業等について (該当箇所○)

事業名	申請中	待機中	受給中	過去に受給
ホームヘルパー				
給食サービス				
老人ホーム(軽費・養護・特養)				
日常生活用具の給付				
緊急通報装置				
電話 (貸与・助成)				
家賃助成	_____	_____		
介護保険(要介護認定) 未申請・申請中・判定結果⇒非該当・要支援・要介護(_____)				

IV 特記事項等

※ 調査方法

1. 申請時 調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 調査員氏名 _____
 2. 実地 調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 調査員氏名 _____
 3. 電話 調査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 調査員氏名 _____

第2号様式

誓 約 書

_____年 月 日

品 川 区 長 あて

入居予定者

現住所 品川区 _____ 丁目 番号 _____
_____ 荘・方 _____
氏 名 _____ 印 _____
生年月日 _____ 年 月 日生 _____

住 宅 名 _____ (_____ 号室)

私は、品川区立障害者住宅の使用承認を受けたうえは、次の事項を守ることがを誓約いたします。

1. 「品川区立障害者住宅条例」等に基づく区長の指示、指導を固くまもること。
2. 「品川区立障害者住宅条例」等の改正に基づき、使用料が改正されても異議はないこと。
3. 次の場合は、区長の指導、指示（住宅の明け渡し等）に従うこと。
 - ① 使用料（家賃）を3か月以上滞納したとき。
 - ② 病気等のため医療機関に長期入院が必要となったとき。
 - ③ 独立して日常生活を営むことができなくなったとき。
 - ④ その他入居関係について重要な変化が生じたとき。